

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 71 「企業結合に関する会計基準」等を早期適用した場合の

四半期報告書作成上の留意点について

企業会計基準委員会は、平成 26 年 10 月 14 日、「企業結合に関する会計基準」等を早期適用した場合の四半期報告書作成上の留意点を公表しました。

「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 63 号。平成 26 年 9 月 30 日）が改正されたことに伴い、企業結合に係る暫定的な会計処理が確定した場合の注記内容と、記載事例が公表されています。

暫定的な会計処理の確定が行われた場合の四半期（連結）財務諸表における取扱いについては、平成 26 年 6 月 9 日配信の仰星ニュースレター第 64 号ワンポイント会計基準で解説しました。

今回は、下記事例をもとに改正点を解説します。

〈事例〉

「企業結合に関する会計基準」等を早期適用している場合で、第 1 四半期会計期間に企業結合に係る暫定的な会計処理を行い、第 2 四半期会計期間において当該暫定的な会計処理が確定した場合

■前提条件

- (1) 2014 年 4 月 1 日を企業結合日とし、A 社（決算日 3 月 31 日）は B 社を吸収合併
- (2) 取得企業は A 社、取得原価は 600
- (3) B 社の企業結合日前日の個別貸借対照表は資産（土地）500、負債 200、株主資本 300
- (4) 企業結合日以後の四半期決算（2014 年 6 月 30 日）において、B 社の資産（土地）については、時価が入手できなかったため、その時点において入手可能な合理的な情報（評価額 500）に基づき暫定的な会計処理を行った。
- (5) その後、2014 年 9 月 30 日に追加的な情報を入手し、当該資産（土地）の時価が 600 であると算定された。

(6) のれんは10年で償却する。

上記前提条件によると、暫定的な会計処理によるのれんの金額は300、追加的な情報によるあるべきのれんは200となる。

■暫定的な会計処理 (2014年6月30日)

(借) のれん償却 7.5 ※1 (貸) のれん 7.5

■暫定的な会計処理を確定させたことによる会計処理 (2014年9月30日)

(借) 資産(土地)	100	※2	(貸) のれん	100
のれん	2.5	※3	利益剰余金	2.5
のれん償却	5	※4	のれん	5

※1 第1四半期のれん償却額： $300 \div 10 \text{年} \times 1/4$

※2 600 (追加的な情報による時価) $- 500$ (暫定的な評価額) $= 100$

※3 第1四半期のれん償却額の修正： 7.5 (2014年6月30日計上分) $- 200 \div 10 \text{年} \times 1/4$

※4 第2四半期のれん償却額： $200 \div 10 \text{年} \times 1/4 = 5$

上記、暫定的な会計処理の確定が行われた第2四半期会計期間においては、確定した旨、発生したのれん (又は負ののれん発生益) の金額に係る見直し内容及び金額を注記しなければなりません。

改正前、当該注記は「発生したのれんは金額又は負ののれん発生益の金額に重要な見直しがなされた場合」とされていましたが、当改正により、企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合を除き、注記を行う必要があります。

(2014/11/10号より)